

東総R02-029号  
令和3年2月25日

原子力規制委員会 殿

神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34  
東芝エネルギー・システムズ株式会社  
代表取締役社長 畠澤 守

### 原子炉施設保安規定変更認可申請書の補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項の規定に基づき、令和2年9月10日付け東総R02-015号をもって申請し、令和2年12月21日付け東総R02-022号をもって補正申請した東芝エネルギー・システムズ株式会社 原子力技術研究所 原子炉（東芝臨界実験装置）NCA施設保安規定変更認可申請について、下記のとおり補正いたします。

#### 記

##### 1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 東芝エネルギー・システムズ株式会社  
住 所 神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34  
代表者の氏名 代表取締役社長 畠澤 守

##### 2. 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 東芝エネルギー・システムズ株式会社 原子力技術研究所  
所 在 地 神奈川県川崎市川崎区浮島町4番1号

##### 3. 補正の理由

- ・誤記訂正

##### 4. 変更の内容

別紙1のとおり

##### 5. 附則

この規定は、原子力規制委員会の認可以降、別に定める日より施行する。

以上

別紙1 NCA施設 保安規定変更の補正 新旧対照表

補正前 (変更申請)	補正後	備考
<p>(省略)</p> <p>第8章 保 守</p> <p>(中略)</p> <p>(定期事業者検査)</p> <p>第93条 検査員は、NCA施設の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書を作成し、所長の承認を得なければならぬ。また、これらを変更する場合も同様とする。ただし、(1)ハ 予定期間については、この限りではない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</li> <li>ロ 検査の項目と実施体制</li> <li>ハ 予定期間</li> <li>ニ 定量的な施設管理目標（策定した場合）</li> </ul> <p>(2) 定期事業者検査要領書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</li> <li>ロ 検査の項目と検査場所</li> <li>ハ 検査前条件</li> <li>ニ 検査の方法</li> <li>ホ 検査の判定基準</li> </ul> <p>2. 部長は、前項の承認をしようとするときは、主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>3. 検査員は、定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書に従い検査を実施し、その結果に基づいて定期事業者検査結果報告書を作成し、主任技術者の確認を受けなければならない。</p> <p>4. 検査員は、前項の確認を受けた定期事業者検査結果報告書を室長及び放管長、部長及び管理担当部長並びに所長に通知しなければならない。</p> <p>(修理、取換え又は改造)</p> <p>第94条 室長又は放管長は、NCA施設の修理、取換え又は改造（以下本条では「改造等」という。）を行う場合には、その改造等が法第28条第1項に定める使用前事業者検査を伴うものであるときは、次の各号に掲げる事項を記載したNCA保守計画書を作成し、部長の承認を受けなければならない。また、これを変更する場合も同様とする。</p> <p>(1) 改造等を行う施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 改造等の内容</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>2. 部長は、当該計画について所長の承認を受けなければならない。</p> <p>3. 所長は、前項の計画について安全委員会に諮問しなければならない。</p> <p>4. 所長は、第3項の承認を行う場合には、あらかじめ主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>5. 室長及び放管長は、NCAの改造等を実施する前及び終了したときには、相互に通知しなければならない。</p> <p>6. 室長及び放管長は、改造等が終了したときはNCA保守実績報告書を作成し、それぞれ部長及び管理担当部長に報告しなければならない。</p> <p>7. 部長は、前項の報告を受けたときは主任技術者、所長及び安全委員会に報告しなければならない。</p> <p>(使用前事業者検査)</p> <p>第95条 検査員は、NCA施設の使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書を作成し、所長の承認を得なければならない。また、これらを変更する場合も同様とする。</p>	<p>(省略)</p> <p>第8章 保 守</p> <p>(中略)</p> <p>(定期事業者検査)</p> <p>第93条 検査員は、NCA施設の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書を作成し、所長の承認を得なければならない。また、これらを変更する場合も同様とする。ただし、(1)ハ 予定期間については、この限りではない。</p> <p>(3) 定期事業者検査計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</li> <li>ロ 検査の項目と実施体制</li> <li>ハ 予定期間</li> <li>ニ 定量的な施設管理目標（策定した場合）</li> </ul> <p>(4) 定期事業者検査要領書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</li> <li>ロ 検査の項目と検査場所</li> <li>ハ 検査前条件</li> <li>ニ 検査の方法</li> <li>ホ 検査の判定基準</li> </ul> <p>2. 所長は、前項の承認をしようとするときは、主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>3. 検査員は、定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書に従い検査を実施し、その結果に基づいて定期事業者検査結果報告書を作成し、主任技術者の確認を受けなければならない。</p> <p>4. 検査員は、前項の確認を受けた定期事業者検査結果報告書を室長及び放管長、部長及び管理担当部長並びに所長に通知しなければならない。</p> <p>(修理、取換え又は改造)</p> <p>第94条 室長又は放管長は、NCA施設の修理、取換え又は改造（以下本条では「改造等」という。）を行う場合には、その改造等が法第28条第1項に定める使用前事業者検査を伴うものであるときは、次の各号に掲げる事項を記載したNCA保守計画書を作成し、部長の承認を受けなければならない。また、これを変更する場合も同様とする。</p> <p>(1) 改造等を行う施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 改造等の内容</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>2. 部長は、当該計画について所長の承認を受けなければならない。</p> <p>3. 所長は、前項の計画について安全委員会に諮問しなければならない。</p> <p>4. 所長は、第3項の承認を行う場合には、あらかじめ主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>5. 室長及び放管長は、NCAの改造等を実施する前及び終了したときには、相互に通知しなければならない。</p> <p>6. 室長及び放管長は、改造等が終了したときはNCA保守実績報告書を作成し、それぞれ部長及び管理担当部長に報告しなければならない。</p> <p>7. 部長は、前項の報告を受けたときは主任技術者、所長及び安全委員会に報告しなければならない。</p> <p>(使用前事業者検査)</p> <p>第95条 検査員は、NCA施設の使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書を作成し、所長の承認を得なければならない。また、これらを変更する場合も同様とする。</p>	誤記訂正

(1) 使用前事業者検査計画 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 改造等の内容 ハ 検査の項目及び実施体制 ニ 予定期間 (2) 使用前事業者検査要領書 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目と検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の方法 ホ 検査の判定基準 2. <b>部長</b> は、前項の承認をしようとするときは、主任技術者の同意を得なければならない。 3. 検査員は、使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書に従い検査を実施し、その結果に基づいて使用前事業者検査成績書を作成し、主任技術者の確認を受けなければならない。 4. 検査員は、前項の確認を受けた使用前事業者検査成績書を室長及び放管長、部長及び管理担当部長並びに所長に通知しなければならない。  (省略)	(3) 使用前事業者検査計画 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 改造等の内容 ハ 検査の項目及び実施体制 ニ 予定期間 (4) 使用前事業者検査要領書 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目と検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の方法 ホ 検査の判定基準 2. <b>所長</b> は、前項の承認をしようとするときは、主任技術者の同意を得なければならない。 3. 検査員は、使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書に従い検査を実施し、その結果に基づいて使用前事業者検査成績書を作成し、主任技術者の確認を受けなければならない。 4. 検査員は、前項の確認を受けた使用前事業者検査成績書を室長及び放管長、部長及び管理担当部長並びに所長に通知しなければならない。  (省略)	誤記訂正
--	--	------